

# 菊川市補助金等の見直し指針

平成18年4月 策定

平成28年11月 改訂

菊川市

# 目 次

はじめに	1
1 補助金等の定義	1
2 補助金見直しのあり方	2
(1) 現状と課題	2
(2) 見直しの視点	2
(3) 見直しの重点事項	3
3 補助金の見直しに関する基準	3
(1) 補助金交付基準	3
(2) 補助金の分類	4
4 補助金の積極的な情報公開	5

## はじめに

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で、重要な役割を担ってきました。

本市は、平成17年度に策定した菊川市行財政改革大綱及び第1次集中改革プランに基づき、平成18年に「菊川市補助金等の見直し指針」を策定し、交付基準の統一及び市民参加を原点とする補助金制度の構築に取り組んでいます。単に縮減、廃止ということではなく、「協働」に対する市民の理解と行政の意識改革の中で、公平性・透明性・公益性を確保し、市民の利益に役立つような活動に対して支援すべく、財政的及び客観的な視点により見直しを実施してきました。

本指針は、菊川市新行財政改革推進方針及び菊川市CAPDo!に基づき、これまでの取組や成果を踏まえて改訂するものであり、補助金等の見直しを行う際に適切な判断を行うための基本方針として策定するものです。なお、これまでの取組みを踏まえ、補助金事務については3年毎に一斉の見直しを実施するものとします。

## 1 補助金等の定義

この指針における対象範囲は、歳出予算科目「第19節 負担金、補助及び交付金」のうち、補助金を原則とする。ただし、個々の項目において、補助金の性質を持つ負担金等についても対象となる。

補助金等は、地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

### ※参考 19節「負担金、補助及び交付金」の定義

- (1) 負担金  
市が、法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するもの。
- (2) 補助金  
市が、特定の事業、活動を助長・奨励するために政策目的上の必要性を認めた場合に、対価なくして支出するもの。
- (3) 交付金  
本来、市が行うべき事業を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの。

## 2 補助金見直しのあり方

### (1) 現状と課題

#### ア 現状

依然として厳しい経済状況に加え、本市の人口はピークを越え、既に減少局面を迎えており、さらに、効率的・効果的な行政運営が求められるとともに、社会情勢の変化に伴い多様化する市民ニーズの対応や地域発展のための積極的な事業展開も求められている。

したがって、これまで以上に、個々の補助金の支出目的、補助の必要性、効果性など補助金のあり方自体の見直しに取り組み、業務の透明性確保に努める必要がある。

#### イ 課題

##### (ア) 多様化する市民ニーズへの対応

人口減少、少子高齢化、社会情勢の変化等に伴い多様化する市民ニーズに対応する補助事業を実施することが求められている。

##### (イ) 交付団体の自立の阻害

交付される団体等は、補助金への依存を強め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがちである。

##### (ウ) 補助金の適正な執行の見直し

行政側についても、交付すること自体が目的となり、補助金の使途について真に目的にかなっているかという事業効果の検証・分析が不十分となる。

### (2) 見直しの視点

#### ア 公益性、必需性の視点

多様な主体と行政との役割分担を行うためには、まず公共性の有無を判断する必要がある。補助金を含めた行政サービスの公共性について、公益性と必需性の2つの観点から公共性を判断する。

#### イ 財政的視点

恒常に交付している補助金、すでに補助目的を達成した補助金、統合可能な補助金等について、見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る。

#### ウ 客観的視点

補助金交付のあり方を客観的に判断する交付基準を定め、公平、公正な検討を行う。

#### エ 公平性・透明性確保の視点

多種多様な補助金について公平性を確保するため、3年毎に一斉の見直しを行い、評価結果を市ホームページで公表する。

### (3) 見直しの重点事項

#### ア 事業費補助への移行

補助金は、本来事業費を対象に補助すべきであり、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援を行うことが必要であると判断された場合に補助金を交付する。

#### イ 団体運営費補助

補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していく。しかしながら、団体の設立時などの初期段階において、運営基盤が脆弱である場合は、協働に向けたパートナー育成の観点から、原則外として減額対応除外を一部認めるが、その際には、終期を必ず定める。

#### ウ 終期の設定

補助の長期化による弊害をなくすため、次項3(1)補助金交付基準及び(2)補助金の分類に基づき適正な終期を設定する。

## 3 補助金の見直しに関する基準

### (1) 補助金交付基準

前項2補助金見直しのあり方に基づき、以下の交付基準を定め、基準に基づいた適正な補助金の見直しを行う。

#### 補助金交付基準（評価基準）

項目	基 準 内 容
事業の目的・内容	<p>ア 公益性、必需性</p> <p>(ア) 地域での住民自治、社会福祉の推進について高い公益性が認められるものであって、特定のもののみの利益に終わることのないもの</p> <p>(イ) 教育、文化、芸術、スポーツ等の推進に著しく貢献するもの</p> <p>(ウ) 市の施策として、事業を団体や個人に積極的に推進しようとするもの</p> <p>(エ) 地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの</p>
	<p>イ 有効性、適時性</p> <p>(ア) 補助金の交付に対して効果が認められること。</p> <p>(イ) 事業活動の目的、視点、内容等が社会、経済情勢に合致していること。</p> <p>(ウ) 多様な主体と行政との役割分担の中で真に補助すべき事業であること。</p>

補助の適格性	ア 補助金支出の適格性	(ア) 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること。 (イ) 補助金の支出目的、支出範囲が憲法第89条等の法令の規定に抵触しないこと。 (ウ) 他に同様の目的をもった補助金がないこと。 (エ) 補助金として支出することに妥当性があること。
	イ 団体等の適格性	(ア) 団体等の会計処理及び補助金の使途が適正であること。 (イ) 団体等の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれていること。 (ウ) 団体等の決算における繰越金（剰余金）が、補助しようとする額から判断し、妥当であること。
補助対象経費	対象経費	ア 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費が含まれていないこと。 イ 補助率は原則として2分の1以内となっていること。
補助期間	終期の設定	ア 市単独補助金は、原則として3年以内の終期が設定されていること。 イ 国・県等の制度によるものは、国・県等の終期に合わせて終期が設定されていること。なお補助期間内であっても必要に応じ見直しを行うこと。

## (2) 補助金の分類

補助金の特徴や性質に適した見直しを行うため、補助金の求める効果や目的によって下記のとおり区分する。

区分	定義	基準内容
ア 団体運営費補助型補助金	団体の存続そのものに公益性等が認められており、団体の設立・運営を支援するための補助金	団体の設立時等、団体が経済的に自立するまでの期間を支援するものであること。

イ 奨励型補助金	行政効果のある活動を市が奨励することで、より効果を高めるために支援する補助金	活動等の公益性を市が認識し、当該事業を奨励・援助する目的で補助するものであること。
ウ 委託型補助金	市の施策事業とほぼ同様あるいは、本来市が主体的に実施する事業を地域団体や関係団体に事業運営を任せる方が効率的・効果的な事業に対する補助金	公共性が非常に高い活動に対するものであること。活動に係る経費の100%を市が給付し、実質行政サービスを展開するようなもの、あるいは行政の代行的に実施されている事業を補助するものであること。
エ 政策推進型補助金	市が主体的に設置した団体に対するものや市の地理的・社会的要因により必要と判断した補助金(市の政策推進に有効なものであること。)	市の推進する施策への協力を推進するための資金援助であること。(使途よりも公共・公益性の効果を重視するようなものも含む。)

#### 4 補助金の積極的な情報公開

補助金の情報を公開することにより、一層の透明性の確保及び評価の充実を図るために、評価及び見直し結果について、広報やホームページ等を活用し、積極的な情報の公開を行う。